

福山市食育推進計画『元気な福の山ファミリー』イラスト使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市食育推進計画「元気な福の山ファミリー」イラスト（以下「イラスト」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 イラストに関する一切の権利は、福山市に帰属する。

(使用の目的)

第3条 イラストの使用は、真に「福山市食育推進計画 元気な福の山」の周知につながるものでなければならない。

(使用の制限)

第4条 次の号のいずれかに該当する場合はイラストの使用を制限する。

- (1) 公序良俗に反するなど、イラストの製作趣旨になじまないと考えられるとき。
- (2) 営利目的のためだけと考えられるとき。
- (3) 選挙運動、布教活動等を助長する恐れがあるとき。
- (4) 自己のマーク、商標又は意匠に相当するものとして、占有的な使用がなされる恐れがあるとき。
- (5) その他、イラストの使用が福山市のイメージダウンにつながる恐れがあるとき。

(承認申請)

第5条 イラストを使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、報道機関が報道目的に使用する場合は、この限りではない。

- 2 前項の使用承認申請書には、イラストを使用しようとする事業の企画書及び見本、原稿その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(使用の承認)

第6条 市長は、使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用承認書（様式第2号）により申請書に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の承認にあたっては、必要な条件を附することができる。

(用途指定)

第7条 前項第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、イラストを使用するときは、その用途により、市長の指示したイラストを使用しなければならない。

(使用者の責務)

第8条 使用者は、その承認に基づくイラストの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、イラスト使用物品の回収を求めることができる。

- (1) 使用承認申請の記載内容に虚偽があるとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 使用承認に附した条件に違反したとき。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。